

# 第1部

## 第1章

# 外来医療計画とは

- 1 はじめに
- 2 計画の構成（記載事項）
- 3 策定プロセス
- 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

# 第1章 外来医療計画とは

## 1 はじめに

- 平成 30 年の医療法の一部改正により策定した東京都外来医療計画は、全国ベースで国が統一的・客観的に比較・評価した「外来医師偏在指標」を用いて、外来医療に係る医療提供体制を確保するための方策を定めるものです。
- 東京は、高度医療・先進的な医療を提供する大学病院本院や特定機能病院が集積し、全国から高度医療等を求める患者を多く受け入れている一方、病院全体の約7割を占める200床未満の病院が地域の外来医療を支える重要な役割を担っています。  
また、診療所における診療科の専門分化が進んでいます。
- こうした中、東京の外来医療の機能を充実させていくためには、診療所のみならず、病院の外来医療機能も含めた検討を進め、新規開設者を含む全ての外来医療を担う医師の自主的な行動変容につながるよう、有益な情報を広く提供する必要があります。
- このため、都は、東京都外来医療計画を二部構成で策定し、国が都道府県に策定を求める内容を中心に第一部、都が独自に課題や取組を取りまとめ、今後の東京の外来医療の方向性を示したものを第二部として記載することとしました。
- 第二部では、平成 28 年に策定した東京都地域医療構想におけるグランドデザインの実現に向けた4つの基本目標ごとに、外来医療機能確保の観点から、
  - I 高度な外来医療機能の充実、適切な受療行動を促す情報提供
  - II ICTを活用した連携、総合診療機能の充実、外国人患者への医療提供体制
  - III ICTを活用した連携、都民への普及啓発、かかりつけ医機能の充実、多職種連携、看取りまでの支援
  - IV 高度医療、総合診療機能、在宅療養を担う人材の確保・育成などの課題について、都民の皆様、行政、医療機関、医育機関、関係団体等が今後取り組むべき方向性を示しました。
- また、区市町村単位、診療科別の外来医療機能の現状把握が必要としており、本計画策定後も、地域医療構想アドバイザーと協働しながら調査分析を進め、地域医療構想調整会議などで議論を重ね、対応を検討することとしています。
- これまで培ってきた地域に密着した医療をさらに発展させることができるよう、予防から治療、在宅療養に至るまでの外来医療機能を充実し、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現を目指していきます。

## 2 計画の構成 (記載事項)

東京都外来医療計画の記載事項は以下のとおりです。

### 【外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインに基づく記載事項】

#### 1 外来診療所に関する事項

- ① 外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定  
厚生労働省が二次保健医療圏単位で外来医師偏在指標を算出し、算出した外来医師偏在指標の値が上位 33.3%の二次保健医療圏を外来医師多数区域として設定
- ② 二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討  
二次保健医療圏単位で、不足する外来医療機能を検討し記載
- ③ 協議の場の運営  
二次保健医療圏ごとに、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議する「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」（地域医療構想調整会議の活用が可能）の運営に関する事項

#### 2 医療機器<sup>1</sup>の共同利用に関する事項

- ① 医療機器の配置状況に関する情報  
厚生労働省が二次保健医療圏単位で、医療機器の項目ごとに、性・年齢構成を調整した人口あたり機器数を用いて指標を算出
- ② 機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針  
医療機器の配置状況を可視化し、二次保健医療圏ごと、医療機器の項目ごとに共同利用についての方針を記載
- ③ 協議の場の運営  
二次保健医療圏ごとに設置する、医療機器の共同利用に関する協議の場（外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を活用）の運営に関する事項

### 【東京都が独自に定める記載事項】

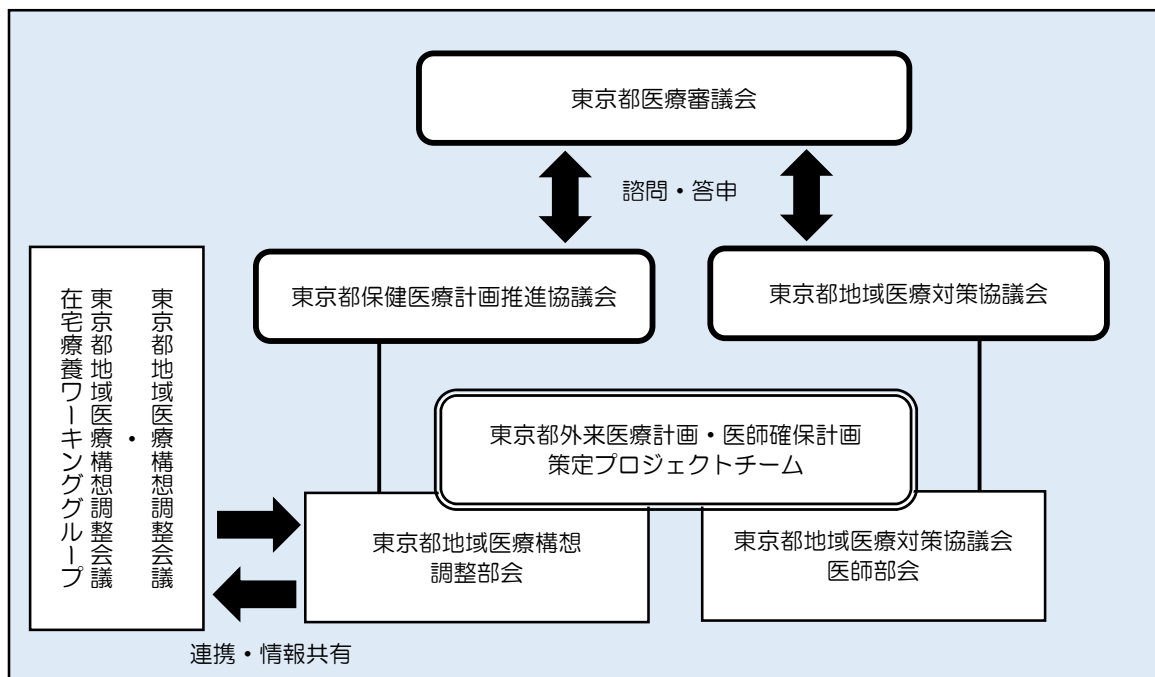
- 上記に加え、「東京都地域医療構想」で定めた「東京の 2025 年の医療～グランドデザイン～」における 4 つの基本目標の実現に向けた、東京における外来医療の方向性を示すことで、「東京都外来医療計画」とします。

<sup>1</sup> 本計画における医療機器とは、以下の 5 種類を指す。①CT（全てのマルチスライス CT 及びマルチスライス CT 以外の CT）、②MRI（1.5 テスラ未満、1.5 テスラ以上 3.0 テスラ未満及び 3.0 テスラ以上の MRI）、③PET（PET 及び PET-CT）、④放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、⑤マンモグラフィ

### 3 策定プロセス

- 外来医療計画の策定に当たっては、東京都保健医療計画推進協議会の部会である「東京都地域医療構想調整部会（以下「調整部会」という。）」において議論を深めることとしました。
- また、医師確保計画を策定している東京都地域医療対策協議会の部会である「東京都地域医療対策協議会医師部会（以下「医師部会」という。）」と合同開催し、相互に整合性を図ることとしました。
- さらに調整部会及び医師部会からそれぞれ選出した委員から構成する、「東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム（PT）」を設置し、詳細な議論を進めてきました。
- 「東京都地域医療構想調整会議」及び「東京都地域医療構想調整会議在宅療養ワーキンググループ」においても地域の関係者から意見を伺い、東京都保健医療計画推進協議会の議論を経て、「東京都外来医療計画」をとりまとめました。

#### 《外来医療計画の検討体制》



《外来医療計画及び医師確保計画に関連する会議体》

各種会議体	目的・協議事項
東京都外来医療計画・医師確保計画策定プロジェクトチーム	東京都外来医療計画及び東京都医師確保計画の策定に向けた検討
東京都医療審議会	医療法の規定により、知事の諮問に応じ、都における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議
東京都保健医療計画推進協議会	東京都保健医療計画の総合的かつ円滑な推進
東京都地域医療構想調整部会	地域医療構想調整会議の情報を集約し、共通する課題の抽出や課題解決に向けた方策の検討等
東京都地域医療構想調整会議	地域医療構想の実現に向けて、地域で必要な医療機能の確保等について協議
東京都地域医療構想調整会議在宅療養ワーキンググループ	在宅療養に関する地域の現状・課題や、広域的に取り組むべき事項等
東京都地域医療対策協議会	医師等医療従事者の確保方策
東京都地域医療対策協議会医師部会	医師確保対策、東京都地域医療支援センターの運営方針及び業務内容に関する事項

## 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

- 東京都は、平成元年(1989年)から、医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含み、かつ、東京都の保健医療施策全般の方向性を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」としての性格を持つ「東京都保健医療計画」を策定しています。
- 平成30年の医療法改正により、「外来医療に係る医療提供体制に関する事項」及び「医師の確保に関する事項」が医療計画に関する事項に追加されました。
- 今回策定した「東京都外来医療計画」は、医療法上の「医療計画」の記載事項であり、平成30年(2018年)3月に改定した東京都保健医療計画を、同時に策定する「東京都医師確保計画」と合わせて補完するものです。
- 本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)の4年間を対象としています。その後、令和5年度に改定を予定している「東京都保健医療計画」と一体化していきます。それ以降は、3年ごとに見直しを行う予定です。

